

松 高 第 7 4 9 号
平成 2 2 年 1 0 月 1 3 日

各居宅介護支援事業所 様
各介護予防支援事業所 様
各訪問看護の管理者 様
各訪問リハビリテーション管理者 様

松原市高齢介護課長
内 本 昌 俊

訪問看護の算定の取扱いについて（通知）

平素は介護保険事業にご協力頂きありがとうございます。

標記の件につきまして、平成18年度改正より要介護（要支援）者が訪問看護を利用する場合、医療保険を適用されることとなる事案について下記のとおり基準が定められています。つきましては保険の適用の算定等の取扱いについてはご留意して頂きますよう宜しくお願い致します。

【要介護（要支援）者であっても医療保険が適用される場合】

- (1) 利用者の急性増悪等により、主治医が一時的に頻回な訪問看護が必要である旨の特別の指示（特別訪問看護指示書）を行った日から14日間。
- (2) 次に掲げる疾病の方
 - ア) 末期の悪性腫瘍の患者
 - イ) 厚生労働大臣が定める疾病の患者（H12厚生省告示第23号）
 - ①多発性硬化症、②重症筋無力症、③スモン、④筋萎縮性側索硬化症、⑤脊髄小脳変性症、⑥ハンチントン舞蹈病、⑦進行性筋ジストロフィー症、⑧パーキンソン病関連疾病（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底各変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度又はⅢ度の者に限る）をいう。）⑨多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・トレーガー症候群）、⑩頸髄損傷、⑪人工呼吸器を使用している状態
- (3) （老人）訪問看護基本療養費（Ⅱ）が算定される指定（老人）訪問看護を行う場合（訪問看護ステーションの場合のみ）
- (4) 精神科訪問看護・指導料が算定される訪問看護を行う場合（精神科を標榜している保健医療機関の場合のみ）

《問い合わせ：松原市健康部高齢介護課》